

開発協力適正会議

第71回会議録

令和5年10月31日（火）

《議題》

1 新規採択調査案件

- (1) カンボジア（有償）「プノンペン首都圏送配電網拡張整備計画（フェーズ3）」
- (2) インド（有償）「ムンバイメトロ11号線建設計画」
- (3) スリランカ（無償）「経済社会開発計画（漁民保護）」
- (4) セネガル（有償）「農業・農村開発ツーステップローン計画」

2 報告事項

- (1) ODA 評価年次報告書 2023
- (2) フィリピン（有償）「フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化計画（フェーズ3）」

3 事務局からの連絡

別添 委員からのコメント一覧

午後 2 時 5 7 分開会

- 弓削座長 皆様、こんにちは。

第 7 1 回「開発協力適正会議」を始めさせていただきます。

今回の適正会議はオンライン参加と会場での参加を併用したハイブリッド形式で行います。途中で通信状況による音割れや音声の途切れなどがあれば、随時御指摘願います。また、一般の方にもオンラインで議論を傍聴いただけるようアレンジしています。

それでは、新規採択案件について議論を始めたいと思います。

本日は、事務局から提示された新規採択案件であるカンボジア、インド、スリランカ、セネガルの 4 件を扱います。

まず、説明者から各案件の外交的意義の説明及び委員のコメントに対する回答を行い、その後、議論を行います。

1 新規採択調査案件

(1) カンボジア（有償）「プノンペン首都圏送配電網拡張整備計画（フェーズ 3）」

- 弓削座長

最初の案件はカンボジア「プノンペン首都圏送配電網拡張整備計画（フェーズ 3）」です。外交的意義の説明に関しては案件概要書に記載されておりますが、強調すべき点や追加の説明などがあれば、説明者から発言をお願いします。その後、委員のコメントに対する回答をお願いいたします。

それでは、よろしくをお願いします。

- 説明者 1（国際協力局国別開発協力第一課長） 9 月に東南アジア大洋州等を担当いたします国別開発協力第一課長を拝命いたしました、鴨志田と申します。よろしくお願いいたします。

外交的意義につきましては、事前にお配りしております案件概要書に記したとおりでございます。

続きまして、本件に関しまして事前にいただいた御質問について、回答をさせていただきます。

西田委員の最初の質問は、JICA のほうから御説明をさせていただきます。

- 説明者 2（東南アジア・大洋州部東南アジア第二課長） JICA 東南アジア第 2 課衣斐より御説明いたします。

まず、西田委員の1つ目の御質問ですが、3点に分かれて御回答を申し上げます。

まず、フェーズ1、フェーズ2を実施している際の知見が用地取得以外触れられていないという点、御指摘をいただいておりますが、これについては紙幅の限りがあるという関係で、代表的な教訓として用地取得に関する内容を記載しております。用地取得以外にもフェーズ1、2の実施の教訓を踏まえまして本事業の検討を行う予定です。

ほかの教訓としましては、フェーズ1では交通渋滞への懸念ですとか、特定のエリアでの工事を避けるようにプノンペン当局から要請がありまして、工事開始後に送電線ルートを変更したということがございました。本事業では、実施機関に対して早期に関係機関との調整を行うように申し入れたいと考えます。

西田委員の御質問の2点目ですけれども、定量的運用効果指標について基準値が設定されていなくても、フェーズ1、2の例を参照してはどうかという御指摘です。こちらについては、基準値を設定できる運用効果指標としましては、一戸当たりの年平均停電時間、これは2022年で898分ですが、あるいは停電回数、13.02回ですけれども、こういったものが考えられます。

プノンペン首都圏で本事業以外で整備された送配電網も系統がつながっております。本事業の効果だけを切り分けるということではできませんけれども、指標としての設定可否について協力準備調査で検討してまいります。運用効果指標、それから、内部収益率の目標値につきましては、御指摘いただきましたとおり、フェーズ1、2の目標値ですとか、今後フェーズ1の事後評価で確認する実測値、これらを参照しまして検討を進めたいと思います。

続いて、西田委員の3点目です。ADB、世銀、AFD等、他ドナーとの連携可能性、役割分担のイメージですけれども、こちらにつきましては連携の具体策としまして、送配電システムを制御します中央給電指令所システムの更新を計画しているAFDと連携をしまして、本事業やフェーズ1、2で整備をした変電所を中央から遠隔監視制御することによって運用の効率化、変電所の無人化といったことを検討してまいります。それから、先行しまして蓄電池システム導入に係る調査を実施しているADBとの意見交換を既に実施しております、ADBの調査結果ですとか支援内容といったものを踏まえて、協力準備調査において蓄電池システムの導入可能性を検討してまいります。

続いて、西田委員の4点目ですけれども、フェーズ1、2でこういった他ドナーとの関係構築をどうしてきているかという点です。フェーズ1、2では互いの事業内容、それから、スコープについて情報交換を行っております、連携を図っております。カンボジアではエネルギーセクターに関連する定期的なドナー間の会合というのが設置されております。こうした会合のほか、特に関連する事業を実施するドナーとの個別の面談を通じまして、今後の案件の構想を含め、情報共有を行っております、重複の有無についてしっかり確認を取っております。

- 説明者 1 続きまして、松本委員の 1 問目でございますけれども、外交的意義のところ、本年、カンボジアとの関係が「包括的戦略的パートナーシップ」に格上げされたという記述がございまして、それを受けての御質問だと思います。ほかの国の記述にある「戦略的パートナー」、あるいは「特別戦略的グローバルパートナーシップ」などどう違うのか、どのような格付け、あるいは外交上、どういう意味があるのかという御質問をいただいております。

日本とほかの国とのパートナーシップをどう呼ぶかについて、正直、明確な基準が存在するわけではございませんで、個々のそれぞれの国との関係の状況ですとか、相手国からの提案などを踏まえて、その呼び方を決定しております。

カンボジアについては、現在の日本とカンボジアの関係が「包括的戦略的パートナーシップ」と呼ぶのにふさわしいレベルに進化していると考えられるため、外交関係樹立 70 周年の機会に格上げをしたものでございます。

- 説明者 2 続きまして、松本委員の 2 点目の御質問ですが、送電線網の拡張は何キロ程度かという点、それから、環境社会配慮カテゴリーが B ですがけれども、A になる可能性はないかという点です。

これにつきましては、送電線拡張の総距離は 67 キロメートル程度を想定しております。カンボジア電力公社（EDC）との事前協議におきまして、市街地での用地取得を極力避けるため、可能な限り公用地である運河の上空ですとか、道路の下を送電線ルートとする予定である旨を確認しております。そのため、現時点では大規模な住民移転は想定されておりません。協力準備調査で環境社会配慮面についても確認を行ってまいりますので、大規模な準備移転の必要性等が仮に生じた際には、カテゴリー分類の変更を行う予定でございます。

そのまま続けさせていただきまして、宮本委員の御質問の 1 点目と道傳委員の 1 点目の質問が似た内容になっておりますので併せて回答申し上げます。鉱業エネルギー省が策定した電力開発計画（PDP）の内容ですとか、あと、再生可能エネルギーの導入計画についての御質問です。

まず、PDP では電力需要は省エネ等の効果を想定しないケースで、2022 年から 2040 年にかけて 1 万 7000 ギガワットアワーから 6 万 6000 ギガワットアワー、約 4 倍に拡大する見込みとされています。こうした増大する需要を満たすべく、発電量も 4,500 メガワットから 1 万 6300 メガワットに拡大させる計画としています。電源構成ですがけれども、発電電力量に占める再エネ電源、水力、太陽光、バイオマスなどの比率を 22 年時点では 40% のものを 2040 年には 60% まで拡大させるという計画です。

再エネ導入拡大に向けて必要となります送配電網ですが、22 年の総距離 4,00

0キロから40年までに6,600キロに延長する。変電施設は22年で変電所63か所から40年に100か所まで増設するという計画でございます。

道傳委員の御質問の太陽光発電、再エネの導入拡大計画の規模、タイムフレームというところでございますが、再エネ電源としては太陽光のほか、水力、バイオマス、風力発電が想定されています。2040年までに再生可能エネルギーの新規導入、これは合わせますと4,529メガワット分を新規に導入するという計画です。内訳は水力が1,641、太陽光が2,718、バイオマスが169、風力が150メガワットという計画になっております。

続けまして、宮本委員の2点目の御質問、PDPの計画の中での本事業の位置づけというところ、こちらは田辺委員の1点目の御質問とも重なりますので、併せて御回答申し上げます。

まず、PDPは基本的に230キロボルト以上の送電線、それから、変電所の増設計画を記載しておりまして、本事業で候補としているのは115キロボルトの送電線及び115/22キロボルトへの変電所になりますので、本事業のうちの一部重要な施設のみが記載されているという形です。

PDPの中では、本事業候補の7つの変電所のうち、4つの変電所が記載されております。なので、約半分が示されております。ですので、需要拡大対応のために整備の必要性が高いとされている設備といえるかと思えます。ほかの本事業での候補設備となっているものも、実施機関（EDC）との協議の中で、今後、需要拡大が見込まれて整備が必要とされる箇所を選択しております。

今、回答申し上げたことで、田辺委員の1点目の御質問にも回答できていると思えます。

続けまして、宮本委員の2点目の御質問になりますが、カンボジアでの電気代の徴収システムについてということですが、

カンボジアではEDC、または地方の電気事業者が各世帯を訪問しまして、月ごとに検針と料金の請求・支払いを行っております。支払いはスマートフォンで銀行送金する場合ですとか、事業所に出向いて直接支払う場合がございます。

続けて、宮本委員の3点目の御質問ですけれども、第4次四辺形戦略、国家戦略開発計画の中での電力セクターの位置づけ、PDPとの関連性といったところです。

この第4次四辺形戦略では、4つ優先分野というものが特定されているうちのひとつが電力となっています。具体的な取組方針としては、送配電網の整備を通じた電力普及の拡大、安定した電力供給、電力料金の低減が示されております。

国家戦略開発計画というものは、先ほどの四辺形戦略の具体的な実施計画という形になります。国家開発戦略計画の中では、再エネを含みます多様な電源開発、送配電網の拡充、電力安定供給、電力価格の低減、エネルギー効率向上、省エネ促進等が示されております。こういった戦略計画は国家の上位の開発戦略計画を示したものでし

て、一方で、PDPのほうは電力分野において、より具体的に炭素中立化の必要性を踏まえた2040年までの電力需要予測、発電計画、送変電計画を示した分野別の長期的な開発計画という位置づけになっております。

続きまして、宮本委員の2つ目の御質問ですけれども、今の戦略・計画ともに、23年が最終年ですが、その進捗はということです。国家戦略開発計画の中で示されています目標値に対する進捗状況を御説明いたします。いずれも2022年の時点での実績値になります。

1つは供給量ですけれども、目標値は2万63ギガワットアワー、これに対して22年で1万5456ギガワットアワー、再エネ電源比率、目標値48.23%に対して22年で40%、送電線の総距離、目標値2,841キロに対して実績値3,954キロ、こちらは達成しております。家庭電化率90%目標値に対して88.41%となっております。

続きまして、弓削座長の御質問の1点目と道傳委員の2点目の御質問を併せて御回答いたします。期待される開発効果というところで運用効果指標の定性的な効果のところの具体的な内容というところ、あるいは人々の生活にとっての意義といったところ です。

まず、電力需要の増加によりまして、変電所の電流量というのが設計時の容量を上回っている過負荷の状態になっておりますと、停電になる可能性がございます。一部が停電になると、ほかの変電所の負荷が増しまして、過負荷の変電所がどんどん連鎖していくことになりまして、首都圏一帯で大規模停電になる可能性がございます。本事業はこうした停電リスクを軽減するというところで、人々の生活や経済活動に不可欠な電力安定供給といったものに貢献することになります。

カンボジアの電力需要の5割を占めているのがプノンペン首都圏ですけれども、電力需要増加に伴いまして、先ほど申し上げた複数の変電所が過負荷という状態になりつつありますので、変電所を建設することで、ほかの変電所の負荷を解消することで停電時間ですとか、停電回数を低減して、電力供給を安定化してまいります。こうした安定した電力供給というものはビジネスを支える基盤でもありますので、これを通じて投資促進や産業活性化にも資すると考えております。

首都圏では本事業以外にも送配電網の整備が実施されていますので、全体の送電網がつながっております、本事業のみの効果というのを切り分けるのは難しいので、停電時間、回数といった定量的な指標は設定しておりません、定性的な指標とさせていただきます。

続いて、弓削座長の2点目の御質問ですけれども、他ドナーの支援事業から得られる教訓というところです。まず、各ドナー事業に共通するのですけれども、EDCの経営層の意向で、事前に合意をしたはずの送電線ルート、あるいは設計が大幅に変更されて事業が遅延する事例が見られています。ですので、EDC経営層への適切な情

報共有と意思確認の必要性といったことが教訓として挙げられます。事業遅延を避けるために、EDCの事業担当者に加えて、経営層もしっかり含めて、定期的に案件の進捗を共有して意思確認を行うことが肝要と考えております。

続きまして、竹原委員からは、本件の安定的なエネルギー供給を確保する上での重要性といったことをコメントいただいております。御指摘ありがとうございます。

竹原委員の2点目の御質問ですけれども、太陽光発電が必ずしも安定電源とは言えないという中で、PDPや本事業ではしっかりと議論されているのかということですが、PDPでは雨季・乾季での太陽光発電の1日の発電量の変動を想定しまして、発電所整備計画が検討されております。発電量の変動に対しましては、現在のカンボジアにおける電源の約4割を占めているのは水力発電、それから、3割を占めているのが石炭火力の発電で、これらで調整を行うということが計画されております。

それから、発電量変動への対応策として、ほかには蓄電池システムの導入がありまして、PDPの中では600メガワット以上の蓄電池の導入が計画されていまして、我々の協力準備調査におきましても、先行して調査を進めているADBなどとも意見交換を行って蓄電池の導入要否、規模等を整理する予定にしております。

続いて、竹原委員の2点目の御質問ですが、太陽光発電以外の発電方式が検討されているのかという御質問です。水力、ガス火力、バイオマス、風力等の整備が計画をされています。

続いて、竹原委員の3点目の御質問ですが、再生可能エネルギーとしての水力や温室効果ガス削減に向けた対策を講じた上で、火力などの発電方式の活用というほうが安定供給という意味では目的達成につながるのではという御指摘です。

こちらについては、カンボジアの現在の電源構成としまして、4割が水力、3割が石炭火力です。近年では太陽光も徐々に増加しております。PDPでは炭素中立化に向けまして、2026年以降は新規の石炭火力発電所の稼働というのは想定しておりませんが、26年までに建設が既に計画されている石炭火力発電所の稼働ですとか、水力発電によって需給調整を行うことで必要な調整力を確保して、電力安定供給を図るという計画になっております。

続いて、竹原委員の4点目ですが、カンボジアにおける用地取得の難易度ということですが、こちらについてはカンボジアでのほかの案件でも用地取得の遅れで事業遅延が発生しております。いずれの事例でも最終的には解決しているのですが、地権者との交渉に時間を要しているということで、実施機関と早めの交渉を行っていくことが肝要と考えております。

続いて、5点目、職員の技能強化につきまして、既存の技協の成果の活用ということでの具体的な計画です。実施中の技術協力ではEDCの経営管理能力強化、研修制度の強化、あるいはEDC職員の電力系統計画、運用、維持管理、停電時の早期復旧対応、そういったものに対する技術向上を目標としております。こういった協力を

通じて、EDC職員の技術力が向上しますと、本事業で建設をします送電線、変電設備の適切な運用・維持管理がなされることが期待できると考えております。

なお、EDCは本事業の候補サイトの検討に当たりまして、技協案件で習得した電力の解析手法であります潮流計算というものを実施しておりまして、既に技協の一部成果の活用が確認をされております。

- 説明者1 道傳委員の3番目の御質問で、カンボジア民主化に向けた課題も指摘される中で、日本はどのようなスタンスで接することが大事かという御質問でございます。

日本は長年にわたり、カンボジアの和平と復興、発展における協力を通じて強固な友好・協力関係を築いてきました。カンボジアが民主的に発展することは、カンボジア自身、また、地域・国際社会にとっても重要と考えておりまして、日本の考えをカンボジア政府、与野党、市民社会など、幅広い関係者に対して率直に伝えつつ、継続的な支援を実施してまいりました。

具体的には、例えば与野党の若手党員を日本に招聘して民主主義関連の視察を行ったり、UNDPと連携して政府・市民社会の間の双方向の対話を促進したり、市民参加を通じた地方行政を強化したり、あるいは選挙管理委員会の強化、現地NGOによる選挙監視の支援といったことを行ってまいりました。

民主主義の定着には一定程度の時間を要するものと考えており、日本としても引き続き幅広い関係者との間で率直な議論と協力を行い、カンボジアの民主的発展を後押ししていきたいと考えております。併せて、カンボジアの経済社会の発展に資する支援や二国間及び地域・国際場裏における連携促進に向けた協力を進めてまいりたいと考えております。

- 説明者2 最後に、道傳委員からの4点目の御指摘でして、英文名の案件について、Phnom Penh City Transmission and Distribution System Expansion Projectとありますが、Power、電力という語を入れるべきではという御指摘です。

こちらにつきましては、フェーズ1、2が、今のPowerが入らないほうの案件名となっていて、フェーズ3に当たる本事業でも同様の案件名にしているところです。現地での本事業に関する理解促進につながるように、協力準備調査を通じまして、適切な案件名となるようにカンボジア側とも協議してまいります。

以上です。

- 弓削座長 どうもありがとうございました。

説明者からの説明について、追加の御意見・御質問があれば発言をお願いいたします。

松本委員、お願いします。

- 松本委員 案件そのものの必要性とか重要性は御説明いただいて分かったので、やや外交の話なのですが、先ほどお答えいただいたように「戦略的パートナー」とか何とかといろいろ名前があって、今、鴨志田課長の話では、実は明確な区別はないということをおっしゃっていて、それも一つのやり方かなと思って伺いました。

つまり、名前で国を格付けしてしまうと、あの国とは戦略的何とかなのに、何でこの国はそこに至っていないのだみたいなことにならないという意味では、なるほど確かにそれが統一されていないことの意味はあるなどは思ったのです。

一方、気になるのは、そうやって名前をつけて格上げしましたとあって、格上げしてどうなるのでしょうかと思ってしまうわけです。包括的がつくと、これまでやらなかったこういうものもやりましょうとか、少なくとも公では分からないですが、外務省内では包括的をつけたのだから、今後はこういうことにも関与しましょうとか、そういう内々でこの言葉の意味づけがされているかどうか、これは公開の場なので、あまり大きな声でも小さな声でも言いにくいかもしれませんが、そここのところを伺いたい。

何でそれを伺うかという、逆に似たような言葉なので、よりランクが高いと思っているパートナーに対して、ランクが低いところで使っている言葉を間違えて使わないのだろうか、同じ何々パートナーといっても、この国では物すごく重要な意味で使ったのに、この国はパートナーを小刻みにしてしまったがために、結構早くそのパートナーにたどり着いてしまったとか、逆にそういう誤解も招きやすいと思っています。

この国とは何とかパートナーであると、この案件概要書によく出てくるので、それが外交的意義に書かれているということは、このことが持っている外交的意義をもう少し伺えたら、この案件とは直接関係ないという意味では申し訳ないのですが思うということが一つ。

それから、2点目、道傳委員から比較的大きなカンボジアへの開発協力の話が出たので、そこに便乗させていただきたい気があるのですが、昨今、日本とカンボジアの関係は、一時、中国がとかいろいろありましたが、中国の投資がうまくいかないとかそういうニュースも大分出てくる中で、多分、一般的に今カンボジアで注目されているのは、組織犯罪ではないか。よく出てくるのが、捜査員が入れるとか、フィリピンと比べカンボジアのほうの捜査協力がありそうだなとか、いろいろ見ていて、そういう昨今の組織犯罪、カンボジアのホテルから行われているような組織犯罪に対してのカンボジアの協力とODAの拠出というのは、何らか昨今、外務省内で結びつけて議論されるようなことがあるのかどうか。これも外交上、申し上げられませんということであれば、それもやむを得ないかなと思います。

以上2点、よろしくお願いします。

- 弓削座長 宮本委員、続けてどうぞ。

- 宮本委員 ミクロな確認なのですが、PDPのところで電力需要が現時点で1万7000ギガワットアワー、2040年にはこれが4倍になる。もし、その理解だとすると、現時点で100の電力需要のうち、要は40が再生可能エネルギー、2040年には100が400になりますから、再生可能エネルギーはそのうちの6割というお話があったので、要は240になって6倍になります。では、100のうちの残りの60が非再生エネルギー、化石燃料をベースにしたということになる。この60が2040年には、全体需要の4割で引き続き残っているということであれば160、そうすると、非再生エネルギーの部分が、60が2040には160、要は2.5倍ぐらいになる。この2.5倍になるという中で、石炭火力に関しては2026年で打ち止めにしてしまうと、2040年に向けた非再生可能エネルギーの環境配慮のところは、一体どういう整理になるのかという質問です。

以上です。

- 弓削座長 ありがとうございます。

それでは、お二人の委員からのお答えについて、説明者からよろしく願います。

- 説明者1 まず、松本委員から御質問のありましたパートナーシップの呼び方についてでございます。「包括的戦略的パートナーシップ」にしたというのは、まさに両国関係がより一層協力関係が幅広いものになっているという認識の下で、「包括的」という言葉を入れたということだと理解しております。

ほかの国との間でランクの本当は高いものが当たるべきものなのに、低く呼んでしまったりするのではないかという御質問がございましたけれども、ここも先ほど申しましたように、相手国からの提案なども踏まえて合意するものですから、そういうことはないものと考えております。

それから、カンボジアにおける組織犯罪の捜査協力ということでございますが、まさに最近ではそういう犯罪の摘発などでも協力はされているものと承知しておりますけれども、それだけをもってODAの拠出に直接結びつけているわけではございません。ただ、そういうことも含めた、まさに幅広い包括的ないろいろな二国間関係、その協力関係を勘案しながら援助量も決めているところでございます。

- 説明者2 続きまして、宮本委員からの御質問ですけれども、2040年になりますと、石炭火力は現在では全体の3割を占めていますが、絶対量としては増えませんので、2040年時点ですと約10%という形で、割合としてはかなり小さくなってきます。他方で、絶対量として増えていくのは輸入の部分も増えていきます。残るとこ

ろが再エネという形の6割という計画になります。なので、石炭火力に関しましては、現状既存の施設を適切に運営していくという形になろうかと思えます。

○ 宮本委員 ということは、2040年には要は3割が輸入のエネルギーになるということですか。

○ 説明者2 そういうことです。

○ 宮本委員 了解しました。

○ 弓削座長 ほかによろしいですか。
松本委員、どうぞ。

○ 松本委員 つまり、それはラオスということですか。

○ 説明者2 ラオスが多いです。そのほか、タイ、ベトナムもございます。

○ 松本委員 それは再生可能エネルギー源なのですか。

○ 説明者2 由来がですか。ラオスは水力発電が主力です。

○ 弓削座長 よろしいでしょうか。
ありがとうございます。

この案件に関しては、いろいろなお答えをいただきまして、フェーズ1、フェーズ2の目標値や教訓を踏まえるということが大事なので、それを踏まえた上で、本事業の目標値や指標などの設定も検討して案件形成を進めること。それから、類似案件を支援するドナーとの情報共有や意見交換も非常に重要なので、それを進めて連携を図って得られた教訓からも学ぶこと。そして、今ありましたように、環境への配慮も踏まえて案件形成を進めるということで、これらを含めて、委員の皆様からいただいたいろいろな点を踏まえて協力準備調査に進むということによろしいでしょうか。

では、そのようにお願いいたします。どうもありがとうございました。

それでは、この案件についての議論をこれで終了いたします。

(2) インド（有償）「ムンバイメトロ 11 号線建設計画」

- 弓削座長 次はインド「ムンバイメトロ 11 号線建設計画」です。外交的意義の説明、委員のコメントに対する回答をお願いいたします。
- 説明者 1（国際協力局国別開発協力第二課長） 国別開発協力第二課長の時田でございます。

ただいま御紹介のありましたインド「ムンバイメトロ 11 号線系建設」についてでございます。本計画の概要、外交的については案件概要書に記載のとおりです。

続いて、委員の皆様からいただいた御質問に対して回答を申し上げます。

松本委員からの 1 つ目ですけれども、竹原委員からも同趣旨のコメントをいただいております。本計画はムンバイ中心部への交通アクセスの向上を図る民生目的の事業であり、軍関係者による本件事業の関与がないことを確認しており、交換公文（E/N）にもその旨を記載するところであり、今後も開発協力大綱における非軍事原則が遵守されるよう、協力準備調査を通じ留意していく所存です。

- 説明者 2（JICA 南アジア部南アジア第一課長） JICA からお答えします。

松本委員の 2 点目の質問です。本事業はムンバイ港湾公社（M b P A）が計画しているムンバイ港再開発事業とも連携する形で計画が進められています。メトロ整備と一体となった港湾の再開発は現在 M b P A 公社がマスタープランを作成中であり、環境アセスメントもそのプロセスで実施されているものと認識しています。詳細については協力準備調査を通じて確認してまいります。

続いて、宮本委員の御質問の 1 点目です。インド側の計画によると、11 号線の運賃は移動距離に応じ 10 ルピーから 30 ルピー、日本円にして大体 20 円から 50 円ぐらいの範囲で想定しています。インドのメトロ事業としては一般的な水準と言えますが、協力準備調査を通じ、価格設定の妥当性を確認してまいります。なお、現在円借款を通じて建設を行っている 3 号線は、来年 1 月に部分開業し、6 月に全線開業を予定しております。この 3 号線においても、11 号線に比べると距離はかなり長いのですが、移動距離に応じて運賃を設定する予定であり、現在のところ、約 10 ルピーから 60 ルピーの範囲で検討しております。11 号線についても、この 3 号線と同水準の価格設定となる見込みです。

それから、宮本委員の御質問の 2 点目、弓削座長の御質問の 2 点目とも重複するところがございますので、まとめてお答えします。インド側の計画によると、本事業の開業 5 年間は、運賃収入の約 10% に当たる鉄道外収入、具体的には不動産開発とか広告収入を見込んでおり、その後、6 年目以降は約 20% の鉄道外収入が見

込まれています。運営・維持管理に対する不足分の費用については、円借款で建設し、現在運行中のデリーメトロにおいても州政府、中央政府、それぞれからの補助金で補填されていますが、20年にわたって運営を続けています。本事業においても中央政府及び州政府からの補助金を含めた詳細な収入計画について、協力準備調査を通じて確認をしております。

続いて、宮本委員の御質問の3点目です。インド側の計画によると、恒久的な市有地の取得は約0.9ヘクタール、一時的な私有地の取得は約0.8ヘクタールとなっております。実施機関であるMMRCLは、現在円借款で支援しているムンバイメトロ3号線の実施機関としての事業実施経験を有しており、JICAの環境社会配慮ガイドラインにも精通しております。現時点において、用地取得における事業遅延の懸念は見込まれておりませんが、協力準備調査を通じ、懸念事項の有無と対応を確認しております。

弓削座長の御質問の1点目についてです。モーダルシフトの促進を通じた都市渋滞の改善、CO2削減による気候変動対策、安全で安価な公共交通の整備を通じた人々の社会参画の促進などが期待されるところです。

また、本事業は間もなく開業を迎える円借款で支援しておりますムンバイ湾横断道路とか、先ほどからお伝えしています来年開業予定のムンバイメトロ3号線と接続する計画ですので、これらの円借款事業との連携を通じて、ムンバイ港湾エリアの地域経済の再開発、発展への貢献が期待されることです。

また、複数の本邦企業が進出するムンバイにおいて、開発ポテンシャルの高いムンバイ港湾部の基礎インフラ、特に公共交通整備を通じた地域連結性を強化することについては、本邦企業支援にもつながり、同地域におけるさらなる経済成長を促進するものと考えています。

加えて、我が国の都市再生機構（UR）が同地区の再開発を担う、先ほどお伝えしたムンバイ港湾公社（MbPA）との間で、関係構築を進めていると認識しておりますので、こうした我が国による包括的な取組も含めて経済成長の一助となると考えています。

弓削座長の質問2点目です。現在、港湾公社（MbPA）が作成を進めている港湾の再開発に向けたマスタープランの中で、11号線の駅周辺開発についての検討も進められています。民間企業を含む関連事業者との具体的な連携については、そのマスタープランの承認後に、MbPAと11号線の実施機関であるMMRCLが具体的な調整を進める予定です。詳細な計画についてはマスタープランの承認プロセス、インド側での承認プロセスと並行して現在検討中であると認識しています。

弓削座長の御質問の3点目は、マハーラーシュトラ州政府が2017年に作成した、ムンバイメトロマスタープランにおいて、4号線の整備と合わせて11号線の整備も計画されておりました。

弓削座長の質問の4点目です。そのムンバイメトロマスタープランでは3号線の南端部分の延伸は含まれておりませんでした。しかしながら、3号線の延伸が計画されている地域における人口増加の見込み、また、これらの地域からムンバイ中心地へのアクセス改善の需要が増えたことを踏まえ、延伸計画の協力が打診されたものです。

竹原委員の御質問の1点目について、用地取得は本計画の詳細計画が州政府に承認された後に開始される予定です。実施機関であるMMRCLにはJICAガイドラインに沿った3号線と同様の事業実施を強く依頼しており、協力準備調査の中でガイドラインののっとり適切に事業が実施されることを確認してまいります。

田辺委員の御質問です。本事業で計画されている路線周辺を含め、ムンバイ首都圏では複数の鉄道が運行しております。最大250%の混雑率を記録している等、新規の鉄道建設の需要は高いです。また、現在のところ、既存の鉄道路線は既に高密度で運行しており、増加する旅客需要を吸収できるだけの十分な改良は困難であることから、既存鉄道の増発や路線改良では対応が困難という状況でございます。

道傳委員の御質問の1点目です。インド政府によるイニシアティブの下、直近の世界銀行によるEase of Doing Businessのランキングにおいて、インドは2014年時点で190か国中142位だったのですが、2020年時点で63位にまで向上しています。また、JETROの2022年度の調査なのですが、現地に進出する日本企業のうち7割以上はインド市場のポテンシャルを踏まえ、今後も事業を拡大する方針を示しているなど、ビジネス環境も大幅な改善を見せています。

そうした一般論とは違った本事業においては、コンサルティングサービスを通じて入札管理、契約管理、事業実施管理を強化する方針であり、本事業に参画する企業が直面するリスク軽減も図る計画でございます。

道傳委員の御質問の2点目です。ムンバイを要するマハラシュトラ州はインドの主要な州の中では経済規模や1人当たりGDPが極めて高く、また、ムンバイ市自体もグローバルな経済都市としての性格を有しております。ゆえに、利用者の購買力の観点からは、むしろ比較優位性があるものと考えております。

本事業を通じた駅周辺・駅内部の開発は、ムンバイ港再開発計画とも連動した商業施設や住宅地等の都市整備の一環として実施していくことも検討されておまして、協力準備調査を通じて現地の実態やニーズを踏まえた形で収益性のある計画を検討していく考えでございます。

- 説明者1 続きます。西田委員の御質問の1つ目です。現在、開発協力大綱の改定等も踏まえ、対インド国別開発協力方針の改定に向け、インド政府との調整も含め、関連の協議を重ねている状況です。御指摘いただきました連結性も含めた形で、昨今の情勢変化を踏まえた方針を検討してまいります。

西田委員の2つ目の御質問でございます。現地日本企業が抱える課題の関係ですけ

れども、道路や電力、交通インフラを含む基礎インフラの不足が挙げられます。本計画を含め、基幹交通インフラの整備による現地の連結性向上及びムンバイ港湾エリアの地域経済の再開発・発展への貢献を通じて、日本企業を含めた現地へのビジネス展開を後押しすることが期待されます。

また、現在実施中の事業においては、日本企業が抱える課題をヒアリングしながら、関係省庁とともに状況改善に努めており、今後もそのような取組を通じて、日本企業を側面支援してまいります。

また、半島側のムンバイ中心部からムンバイ湾を挟んだ対岸のナビムンバイ地域を接続する海上道路を建設することにより、都市開発が進むナビムンバイ地域等への連結性を向上させる、先ほどもお話がありましたムンバイ湾横断道路建設事業等を実施しております。

以上です。

- 弓削座長 どうもありがとうございました。

説明者からの説明について、追加の御意見・御質問があれば発言をお願いいたします。

松本委員、お願いします。

- 松本委員 軍関係のところについて質問なのですが、このケースはすごく難しく、確かに軍の人が居住している地域だから、この記述があったと思うのです。恐らく数年前からも議論にあったのは、普通に緊急救援用のピックアップトラックを使ったときに、そのピックアップトラックの荷台に軍が乗ったら、それはどうなのだという議論を一つの例として、ここでも取り上げた記憶があるのですが。

この場合、要するにどこまでそれを縛れるかという話です。今回の場合は、特に軍の居住地まで引っ張るといふか、そこまで延びるので、恐らくこの記載があるのですが、考えることは結構それと似ていることかなと思っていて、つまり、軍の人が多いことは確かです。その人たちが軍服を着たまま地下鉄を利用した場合、それは軍の利用なのか、違うのか、あるいは武器弾薬などを運ばなくてはいけないようなときに、地下鉄のほうが早いといふ地下鉄を使うとか、これは先ほどのピックアップトラックの荷台に兵士が乗ったときにどうするのだという議論に根本的には近いような気がしています。

ただ一方で、今回の場合は、軍の関係者の居住地をつなげるということから、このように書いていただいていると思うので、この辺り、軍の居住地からの地下鉄の延伸だということから来るある種の留意事項が何なのか。私が事前に想像したのは、先ほどのピックアップトラックに近いことは想像できたのだけれども、居住地に近いからこそ留意しなくてはいけないことは何だろうというのが、僕自身があまり思い浮かば

なかったので、どのようなこととお考えになっているか、改めてで申し訳ないのですが伺いたいと思います。

以上です。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

続けて、宮本委員、どうぞ。

○ 宮本委員 御説明ありがとうございます。

本プロジェクトの5年後、不動産部分が10%の収益貢献という御説明を伺いましたが、要は1日35万人の方にしっかり乗っていただくことによって採算が取れる案件だと了解しました。

この教訓のところで、バス路線ですとか、ムンバイ4号線の接続、ムンバイ3号線の延伸、あと、港湾エリアの再開発と書かれていますが、この11号線が完成した暁には、今、私が申し上げたバス路線等々も全て完成した前提で35万人という1日当たりの乗客の輸送量が出てきたのか、そこを確認させていただきたいと思いました。

以上です。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

それでは、説明者のほうからお答えをお願いします。

○ 説明者1 おっしゃったとおり、2022年4月ですけれども、おっしゃった議論がこの適正会議の場でもあったと理解しております。今回、そのような過去の4月の議論も踏まえまして、また、様々なこの案件に関する計画に関しての留意事項ということで検討しましたところ、先ほど申し上げたとおり、この案件計画はムンバイ中心部への交通アクセスの向上を図る民生目的の事業だと、それから、軍の関係者による本件事業の関与がないということを確認しております。そして、それをE/Nに書くということにしております。

その上で、先ほどおっしゃったように、協力大綱における非軍事原則が遵守されるようにということで、協力準備調査を通じて今いただいた御指摘も踏まえて留意していくという趣旨で申し上げます。

○ 弓削座長 宮本委員のお答えについて。

○ 説明者2 先ほどお伝えしたとおり、基本的にはムンバイメトロマスタープランというのがあって、その中でいろいろな路線がある中の11号線ですので、ほか路線の需要の相乗効果とかは需要に勘案しております。また、ムンバイMMRCLという実施

機関もマハーラーシュトラ州政府の資本が入っていることから明らかなとおり、州ないし市のバス路線との相乗効果も念頭に置いた需要予測になっております。

ただ、ムンバイ港湾の再開発計画については、今まさにマスタープランとかが精査されているので、今後、それがより具体化されてくると、今考えているより需要が上振れする方向に働きます。下振れの方向には働かないと考えています。

○ 宮本委員 分かりました。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

西田委員、どうぞ。

○ 西田委員 御回答ありがとうございました。

私の質問の2点についてコメントというか、お願いであります。

1点目の対インド国別開発協力方針について、これは相手のあることなので、すぐには決められないということも、いろいろな事情があるのだろうなと思いつつも、非常に激しく変化している国際社会の中で、特に日本が重視しているインドに対しての協力方針がなかなか固まらないというのはどういうことなのかと、外から見ていますので、この点は内外に示せるようなものが早くできるといいなと考えております。

その点に加えて申し上げますと、この会議でも何度かお話をさせていただいているとおり、案件ごと、我々の目には大きな開発協力大綱があって、その下にいきなり案件のレベルになってしまうと、その間をつなぐ方針が見えてこないのです。国の方針もそうなのですが、多くのものがその国で単独で完結しているわけではなく、近隣国との関係性は非常に重要なので、地域の中で、この国をどのように位置づけて日本が協力をしようとしているのか、そういったことも明示していただけると、日本のODAがよりその意図及び効果が伝わりやすくなるのではないかなと思う次第でございます。御検討いただければ幸いです。

2点目について、岸田総理が改めて投資環境の改善について要請を出されているのにすごく驚きを持って受け止めていて、これだけ日本が支援をしてきて、環境整備もこれまでやってこられたのだと思うのですが、それでも日本企業にとってはまだまだ進出しにくい土壌であると、今、基礎インフラが整っていない等々の話がありましたけれども、こういったことは日本の支援するプロジェクトを通じて、改善をしっかりとしていかないと、日本の企業がついてこられない、アジアの経済を日本に取り込めないということになりかねないのかなと思いますので、こちらを改めてお願いできればと思います。

以上です。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

それでは、説明者から回答どうぞ。

○ 説明者 1 今の点、ありがとうございます。

インドの国別開発協力方針も、おっしゃるようにインドの今の状況を踏まえて、あるいはインドと日本の関係を反映した形のもの、それから、先ほどおっしゃった地域の近隣国の文脈・位置づけ、そういったものも踏まえながら、これを打ち出していくように進めたいと考えております。

2つ目の投資環境の改善につきましても、おっしゃるように日本企業が現地で活動して、かつインドと日本の経済関係の向上に進むということが大事ですので、その観点から日本企業とも緊密にコミュニケーションを取りながら、しっかりと改善がなされるよう、しっかり努めたいと思います。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

松本委員、どうぞ。

○ 松本委員 課長のお答えとしては、先ほどのもので100%だということであれば、お答えは要らないというか、そういうものだとして理解します。ただ、例えばODAが軍関係にも出せるという話があったときに、それに対して批判的な議論と外務省なり政府の議論というのは一般論のところになされていて、それはそもそもODAとして違うのでしょうか、いや、ちゃんと相手国政府とE/Nなりを結んで使われないようにしますというラインで線が引かれていて、非常に極端な、片方は極端な例も考えているので、具体的なところで本当は議論できたらいいなと私は思っています。

一つの例は、ミャンマーのラカイン州への旅客船が兵の輸送に使われたという話の真相を明らかにするのに相当長い時間がかかった。要するに、メトロに軍人たちが武装してとか、あるいは弾薬を持って乗った場合、それはこれに当てはまるかどうかというのは、そもそも我々も分からない。それは必ずしも軍事的に利用していないのではないとも言えるし、既にそれは軍事利用でしょうとも言えるので、この規定がどういうものを禁止しているのかが分からないと、徐々に解釈が緩くなっていく可能性もあるし、そもそももともと解釈がなかったもので、それは緩くなったかどうか分からない。

もともとそういう想定ですみたいなことにもなりかねないということで、あえてこうして具体的に、こんな場合はどうですかとお聞きしていて、それに対してケース一つずつに答えてしまうと、非常に柔軟な対応ができなくなるということが外交上あるとするならば、それがお答えなのかなとも思っているのですが、もう半歩だけ前に進んで

私が伺いたいの、そういう部分について、どのようにお答えいただくかというところになります。

何か日下部審議官のほうを見ていらっしゃるような。

○ 弓削座長 説明者、あるいはほかの外務省のどなたがお答えするか。

○ 説明者 1 私から申し上げます。御指摘ありがとうございます。

一つ一つを見て、今おっしゃったような点を判断すべきではないかという御意見かと思えます。本件につきまして、なぜ留意事項として書いたかというところですが、先ほど御説明いたしましたように、まさにここに記載してある点については留意が必要という観点から記載をさせていただいた次第ではあるのですが、1年前の4月の議論のときにも、おっしゃるように、どこまでという範囲については、いろいろそのときの議論があるのだろうという御指摘が委員の方々から寄せられております。

本件についても、今後、協力準備調査、御説明を申し上げましたけれども、そうした観点から、どのように当たるのかということについては議論が出るのだろうと思っております。

その中で、先ほどおっしゃっていただいたように、いわゆる非軍事利用ということについては、先方政府とは必ずE/Nの形でしっかりと確認することにしております。この場合ですけれども、ここについては日頃、インド側ともコミュニケーションがあります。今のところ、先ほど御説明しましたように、この目的で使うことはないということを確認しております。

その上で、今後進めていく上でも、そうしたインド側とのコミュニケーションはしっかりしていきますし、それから、状況が異なることは今のところないという説明を受けております。そこを踏まえて、そういうコンスタントなコミュニケーションの中で、しっかりこの原則を担保していくことが重要だということを留意したいと思っております。

○ 弓削座長 どうもありがとうございました。

ほかにコメント・質問はありますか。

この案件に関してはいろいろな点が挙げられましたが、一つは運営・維持管理のための運賃の収入、それから、商業・不動産開発事業などの鉄道外の収入、そして、州政府・中央政府からの補助金を反映した詳細な収入計画の策定、その実行可能性と持続性も確認することが大事な点の一つです。

それから、今も議論がありましたように、3号線の延伸計画については軍関係者による事業の関与はないということもE/Nにも記載すること。加えて、軍事利用に関

しては今後も考えていかなければならない重要な課題も挙げられました。また、日本のその国に対する支援の方針ですとか、地域内での位置づけをもう少し明確に示す必要があるというコメントもありました。いろいろな貴重なコメントをありがとうございます。

これらの点に加えて、会議で御指摘のあった点を踏まえて、協力準備調査に進むということでもよろしいでしょうか。

それでは、そのようお願いいたします。どうもありがとうございました。

この議題に関しての議論は、これで終了いたします。

(3) スリランカ（無償）「経済社会開発計画（漁民保護）」

○ 弓削座長 次が、スリランカ「経済社会開発計画」（漁民保護）です。外交的意義の説明、委員のコメントに対する回答をお願いいたします。

○ 説明者 1 （国際協力局国別開発協力第二課長） 引き続きまして、スリランカ「経済社会開発計画」（漁民保護）について御説明をさせていただきます。

本件の外交的意義については案件概要書に記載してある点でございます。それから、委員の先生方から追加で御質問をいただいておりますので、御質問の回答も随時御説明させていただきます。

なお、1点、事実関係として訂正をさせていただくところがございます。案件概要書の2枚目の（3）のアのところですが、沿岸警備庁の所属でございますが、これは現時点では国防・都市開発省が分離しております、国防省の傘下ということでございますので、現在、沿岸警備庁は国防省の傘下であるということでございます。ただし、沿岸警備庁法上、これは組織上、法執行のための文民組織であるということとは変わらないということを申し上げます。

その上で、委員の方々からの御質問にお答えいたします。

宮本委員の1つ目の御質問ですけれども、本計画で調達されている機材が軍事目的に利用されないことを担保するために、交換公文において適正な使用の確保、それから、軍事目的の使用禁止を明記する予定でございます。

宮本委員の2つ目の御質問、スリランカの漁業人口全体に対する詳細なデータは公表されておきませんが、一部明らかになっている海面漁業従事人口、これは約22.3万人です。このうち本計画の対象となり得る海面漁業従事人口は北部州で約5.7万人、東部州で8.6万人の合計14.3万人でございます。

宮本委員の3つ目の質問、それから、西田委員の4つ目の2点目の質問でございます。海難事故の件数でございますけれども、これについては2022年の233件の

うち、一部事故原因が複数にまたがりますけれども、燃料不足が約80件、それから、装備不足、エンジン故障が約120件、無線やGPSの不備・故障による遭難が20件、船同士の衝突が5件、高波による転覆が約30件となっております。

本計画では、自前の救急用船舶を有していない漁業省漁業・海洋資源局（DFAR）に機材を供与して漁民の海難救助を行うほか、これまで捜索要請時に船舶不足を理由に沿岸警備庁から迅速な協力が得られなかった点を改善することで、海難事故対処能力の向上を図ることを目的としております。

今後、供与機材の出動回数、救助実績について、漁業省、それから、沿岸警備庁が記録を作成することとしております。こうした作業を通じて、まずは実施機関自身による対処能力の向上の評価を行います。それとともに、御指摘の海難事故数ができるだけ少なくなり、また、保護救命率ができるだけ増大するように対応していく考えです。

弓削座長の御質問の1つ目、それから、西田委員の御質問の4つ目の1点目です。漁業省漁業・海洋資源局（DFAR）ですけれども、こちらは本計画の救急艇や救護ボートを所有・維持管理し、沿岸警備庁は沿岸警備法上の所掌業務の一環として、船を使用しての漁民保護や海上の探索・救助活動を行います。探索・救助活動や維持費管理にかかる費用は、この沿岸警備庁（SLCG）の人件費を除き、基本的にDFARが負担をいたします。

緊急事態発生時は、通報を受けたDFARの所管の電波基地局から船舶に搭載された無線に対して出動要請を発報いたします。平時においては、DFARとSLCGとの協議で決定されたプロセスに従い、沿岸警備庁は漁業省の資源局に対して、船舶使用に係る通報を行うことなくパトロールを行う予定です。これらの運用と維持管理に係る体制については運用開始に当たって、DFARとSLCG、両者の間で覚書を締結する予定です。

弓削座長の2つ目の御質問です。日本企業製の船舶ですけれども、これは一般的に高性能低燃費で運転性能や航続距離に優れる上、船体設計の安全性やエンジンへの信頼性、耐久性が極めて高いとして、スリランカ政府から日本製品の供与について要請がありました。

また、船体とエンジンはそれぞれ別の日本企業が製造していることが多いですけれども、両方が日本企業製品となる場合、小型船舶検査機構（JCI）が行う検査が容易となり、品質担保の観点からも利点がございます。

本計画は救助用に使用する機材の共有であり、機材の不備や故障のリスクを最大限に抑えることが求められます。この点、日本企業製品は故障リスクが他国製品と比べ低く、品質の信頼性が高いということから、日本企業製品を提供することが適当と考えております。

それから、弓削座長からの記載に関する御指摘ですけれども、軍事目的ではなく、

民生目的のものであるが正しい記載となっております。その旨、概要書の中で訂正を反映させていただいております。

田辺委員の1つ目の御質問です。近年の海上事故数、2019年125件、2020年269件、2021年119件、2022年233件、2023年は現時点で未集計となっております。2020年の事故数倍増、これは新型コロナの影響で、漁村から都市部に出稼ぎしていた層が漁村に戻り、慣れない漁に出るケースが増えたことが要因とされております。2022年以降は経済危機や燃料高騰、燃料不足により、船の燃料や機材の整備が不十分のまま、無理に出港して帰港できなくなる事故が多発しております。

田辺委員の御質問の2つ目ですけれども、これは松本委員の御質問の2つ目、西田委員の御質問の2つ目の関連でございます。報道等によりますと、中印の経済活動により、脆弱な地元漁民の生業や安全が脅かされており、また、内戦後も開発が遅れたままとなっていることに対し、地元漁民が不満を主張しているとされております。

また、漁民の多くはタミル系ですけれども、前政権が中国の支援を得てテロ対策と称し、タミル系が多く住む北部・東部州において掃討作戦を行ったことから不満を持つ者も多いとされています。こうした状況を踏まえ、まずは漁民の不満の根源となっている生活安定化に向け、本件を通じて漁場における安全確保を行うとともに、7月に実施した冷凍機材の導入によるコールドチェーン支援を通じ、生活向上を図ります。また、本計画で養殖地にライトブイを設置することにより、養殖地侵入と資源損失の防止を図ります。

このように、日本は脆弱性に対する人道性と包摂性に配慮した支援を通じ、スリランカの経済社会の発展に寄与し、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）の推進と周辺地域を含めた平和と安定に貢献しているという点でプレゼンスを示したいと考えております。

西田委員の御質問の1つ目ですけれども、ライトブイでございますが、漁船の養殖地侵入による事故と資源損失の防止のために設置しますが、北部州・東部州に設置するのは今回が初めてであります。本件では最も被害の深刻な北部州の養殖地1か所に10個配備する予定であります。

また、HFトランシーバーは漁業省のDFARの電波基地局で使用されます。東部州にある3局のうち1局、一つは機材が古くなったため、本計画で一基置き換えまします。また、現在、北部州に基地局はありませんが、近くに2局新設されるため、本計画で各局に1基ずつ配備予定でございます。

救急艇1台を北部州、それから、救護ボート1台を東部州に配備する予定であります。それぞれDFARの県事務所が管理いたします。DFARにとって救助用船舶の所有は本件が初めてとなります。

西田委員の3つ目の御質問です。本件でいうところの海洋監視調査とは、海難搜索

や安全監視のための漁場のパトロール活動のことを指しております。本件では救急艇及び救護ボートの供与を予定しているものでございます。

西田委員の4つ目の3点目でございます。本計画では沿岸警備庁は漁業省所有の船を使用しますが、海上での漁民保護や捜索救援活動は沿岸警備庁の通常の所掌業務として実施されるため、追加的な人件費は発生しません。また、船の直接の使用者とならないDFAR側でも追加的な人件費は生じません。

供与予定機材が想定どおり稼働するためには、基本的には船の燃料補給やメンテナンス、消耗品やスペアパーツ類の補給が適切に実施されることが重要であり、これらはDFARが負担いたします。

我が国から本件の実施機関たるDFARに対し、計画に基づき十分な予算がしかるべく確保されるよう働きかけることを予定しています。

松本委員の1つ目の御質問です。漁民による海難事故増加の背景の一つとして、生活のために無理な出漁・操業せざるを得ないということが考えられます。御指摘のように、漁業・水産業の振興による漁民の生計向上が中長期的には事故数の減少につながり得る側面もあると考えられます。

しかしながら、火災をはじめとする不測の事態には迅速に対応することが人道上的観点から求められますところ、安全確保と生活向上を目的とした支援を並行して行うことで、より一層高い開発効果が期待できると考えております。

なお、松本委員の御質問の2つ目は田辺委員の2つ目で御回答させていただいております。

以上です。

- 弓削座長 どうもありがとうございました。

説明者からの説明について、追加の御意見・御質問があれば発言をお願いいたします。

田辺委員、お願いします。

- 田辺委員 この案件概要書で書かれている課題、それから、今回の解決策というか支援内容が、最初に読んだときはすごいギャップが大きいというのが正直な印象でして、恐らく課題として挙げられているのは、そもそも事故をどう減らすか、事故にどう対処するか、それから、資源管理を持続的にどう構築するかという、多分その3つぐらいの課題があって、恐らく事故にどう対処するかという課題は、ここではカバーされているのですが、事故をどう減らすかと資源管理をどう持続的にするかというところの、今の御説明の幾つかにそれらの部分は少し含まれていたと理解はしているのですが、そのアプローチを今後どうしていくかというのが見えなかったのので、その点を御確認したいと思います。

この案件だけでなく、多分いろいろな案件をやられていると思うので、このように包括的に考えているというのがあればお願いします。

○ 弓削座長 それでは、宮本委員、お願いします。

○ 宮本委員 田辺委員とほぼ同じ質問というか、お願いですが、要は漁民の海難事故への対応ということで本件は意義深いと思っていますが、そもそも事故を減らそうという観点からすると、233件、海難事故が起きて、うち80件は燃料が最初から足りません、あと120件は装備が不足したまま漁に出ています、この合計だけで200件になるわけです。ですから、14万3000人の漁業従事者の方々への啓蒙活動、少なくとも燃料だとか、装備だとか、最低限こういうものは準備した上で漁に出てくださいということで、事故の真因そのものも減らしていくというのが、本当の意味での漁民生命保護につながってくるのではないかなと思った次第です。

以上です。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

それでは、説明者から回答をお願いいたします。

○ 説明者1 ありがとうございます。

スリランカにつきましては漁民、あるいは漁業に対する支援も行っております。例えば北東部のトリンコマリーの港の関係の支援ですとか、これまでも様々対応してきているところであります。

本件では、確かに御指摘のとおり、事故への対処ということを考えてはおりますけれども、一方で、水産業に従事する、あるいは水産分野を支援する、ひいては日本とスリランカの間をしっかりと高めていくという観点から様々なプログラムを考えているところですので、それらの連携ということもしっかり考えながら、この事業についても、それから、水産分野に関する支援、ほかの分野に関する支援も考えていきたいと思っております。

それから、宮本委員からの御指摘ですけれども、おっしゃるように、いわゆる漁業従事者に対する啓蒙活動の重要性、これは大変私も共有するところでございます。この事業の中で、あるいは類する技術協力をはじめとした事業もございまして。そういった中でも、そうした啓蒙がしっかり行き届くようなものになるように適切に取り組んでいきたいと思っております。貴重な御意見をありがとうございます。

○ 弓削座長 ほかに御意見・御質問はありますか。よろしいですか。

それでは、この案件については調達される機材が軍事目的に利用されないことを担

保するために交換公文に適正な使用の確保及び軍事目的の使用禁止を明記することは重要。それから、運営維持管理に関してはDFARとSLCGとの役割分担及び連携の体制を明確にすること。また、開発効果に関しては今お話がありましたとおり、海難事故を減らすための漁民に対する啓蒙活動の重要性、そして、進捗状況のモニタリングのために必要な記録の作成に加えて数値目標、ターゲットも設定することなどが含まれます。

これらの点を含めて、御指摘のあった点について、しっかりと調査確認をしていただくということでしょうか。

松本委員、どうぞ。

- 松本委員 それはそれでいいのですが、ただ、国防省の下にあったということ、それから、交換公文で確約するということが、この会議の議事録にはもちろん掲載されますが、案件概要書に通常書かれていますので、案件概要書の修正をした上でアップしていただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。
- 説明者1 その部分につきましては、必要な修正はもちろんした上でということで、対応したいと考えております。
- 弓削座長 大変重要な点だと思いますので、御指摘ありがとうございました。よろしいでしょうか。それでは、この案件についての議論はこれで終了です。

(4) セネガル（有償）「農業・農村開発ツーステップローン計画」

- 弓削座長 次はセネガル「農業・農村開発ツーステップローン計画」です。外交的意義の説明、委員のコメントに対する回答をお願いいたします。
- 説明者1（国際協力局国別開発協力第三課長） 国別開発協力第三課長の井土と申します。本年9月1日付けで着任をいたしております。よろしくお願いいたします。
セネガルの「農業・農村開発ツーステップローン計画」ということでございます。外交的意義に関しましては案件概要書に記載のとおりでございます。時間の関係上、割愛をさせていただきます。委員の皆様からいただいた質問に対して回答させていただくという形にさせていただければと存じます。
- 説明者2（JICAアフリカ部アフリカ第四課長） JICAアフリカ部の加藤でございます。

弓削座長の1つ目の御質問から回答させていただきます。まず、融資の運営や進捗状況のモニタリング、資金適用利用の管理につきましては、一義的には農業銀行（LBA）が担います。LBAですが、ダカールの本店以外にも支店が全国各地、東西南北に40店舗ほどございます。農業分野の政策金融機関としてはセネガル最大規模となっております。融資実績も十分あるため、問題ないと考えております。

ただし、本事業のコンサルティングサービスを通じまして、LBAの審査や与信管理、債権回収に係る能力強化、生産者の財務管理能力強化を担う機関の能力強化も併せて行う予定としてございます。なお、JICAといたしましてはLBAからのプログレスレポートを通じて事業の進捗を把握する予定にしております。

また、重点的な実施地域としましては、JICAの技術協力の実績もございますセネガル北東部のセネガル川流域、北西部のニヤイ地区という場所を具体的には想定しております。前者の地域、北東部のセネガル川流域ですが、米の増産支援をしてございますし、後者の北西部のニヤイ地区におきましては園芸農家の支援を行ってございます。ともに収益性が相対的に高いと見込まれる作物の栽培が盛んとなっている地域でございます。

弓削座長の2つ目の御質問に関しましては、ツーステップローンでございますけれども、実施機関1行が貸し付けを行うため、実施機関による資金管理が容易であり、また、スリーステップローンよりは低い金利での融資が可能となる一方、実施機関のキャパシティーによっては資金需要に十分対応しきれない可能性があると思っております。

スリーステップローンでございますが、顧客の接点となる金融機関が複数となるために資金需要に幅広く対応できるという点がございませうけれども、他方で、関係者が増えることで実施機関による資金管理が複雑になる可能性、また、最終受益者への貸出金利が高く設定されるということが想像されます。

セネガルの実施機関のキャパシティーを踏まえてシンプルな建て付けが望ましいと考えておまして、スリーステップローンは実施が困難な可能性がありますけれども、協力準備調査を通じて検討していきたいと考えてございます。

弓削座長の3つ目の御質問に関しまして、協力準備調査でLBAを含めた実施体制及び資金需要量を精査する必要はありますが、LBAの規模、これまでの実績等を勘案しまして、ツーステップローンのほうが資金管理のしやすさ、最終受益者により低い金利での貸し出しが可能となることから、より適切だろうと考えてございます。

竹原委員からいただきました1つ目の御質問ですが、具体的な融資相手としましては、農業関連企業、農業組合のような組織を想定しております。農作物の重点分野としましては、先ほど申し上げました地域における米や園芸作物を対象として考えてございます。セネガルの国家戦略上、米等農産物の自給率向上、そのための生産性向上が重点的な課題となっていること、事業効果の発現を見据え、JICAの先行案件の

経験を生かすことを念頭に置いており、過去の協力実績がない例えば畜産セクターについては、現状では協力対象としては想定してございません。

竹原委員の2つ目の御質問に関しまして、セネガル政府における同様の資金調達は、フランス開発庁（AFD）による支援で、LBAを通じたツーステップローンの事業の実施がございました。2022年に終了したという案件でございます。同案件の事業費は約20億円、最終受益者の貸出金利は約5%であったということです。

昨今の食糧難により、中長期的融資の需要が大きくなっていることを受け、LBAは引き続き中長期融資のための資金が必要であるとして、本事業の形成に至っているところでございます。

田辺委員の1つ目の御質問に関してですが、協力準備調査を通じて事業対象地における気候リスクの評価を行い、適応オプションを検討させていただきたいと思っております。なお、現行でもLBAは短期融資の場合には農業保険への加入が義務づけられているということでございます。長期融資においても、こうした制度設計の可否を協力準備調査を通じて検討させていただきたいと思っております。

JICAの貸付金利、これは譲許的なものでございますので、調達金利が低く抑えられるという利点がございます。これ自体が直接のリスクヘッジにはなりませんけれども、農家にとって魅力的な金融商品になるものと考えてございます。

道傳委員からいただきました1つ目の御質問に関しましては、金利に関しましては、AFDの案件による貸出金利は約5%であったことを念頭に、セネガルの農業分野の一般的な金利が20%から10%、LBAでは金利は約7.5%というのが一般的ということですが、これよりも低く過剰な負担とならないような譲許的な金利を設定できる見込みと考えております。

協力準備調査を通じて農家経済調査や農業機械化の調査を行いまして、エンドユーザーの実情に合わせた融資条件を設定させていただきたいと思っております。

道傳委員の2つ目の御質問に関しまして、タンザニアの案件では協力準備調査が始まった段階でございますが、同案件の調査事項を参考に本事業の調査内容、例えば農家経済調査や農業機械化の調査を検討する予定とさせていただいております。タンザニアの案件では、農業金融の専門家が案件形成に関与していることを踏まえまして、本事業でもJICAの金融の国際協力専門員に専門的な見地から助言をもらう体制を取っております。タンザニアの協力準備調査が本事業に先行いたしますので、調査状況を踏まえて、本事業の案件形成の参考にさせていただきたいと思っております。

道傳委員の3つ目の御質問に関しましては、スリランカの事例でございますが、融資と合わせて最終裨益者に対する能力開発として、起業家精神育成やリーダーシップ等の啓発研修、収入支出の分析、申請書作成支援を行うアプローチにより、借り入れによる収入増加の効果を得られたということでございます。これを踏まえまして、融資の提供だけではなくて、この案件においても受益者の能力開発を行うアプローチの

徹底が事業の効果の発現のために重要との教訓を得ております。本事業においても受益者の財務管理能力強化をコンポーネントに入れることで、受益者の収益や返済率の向上を促進していきたいと考えてございます。

西田委員からの1つ目の御質問でございます。A F D 案件の返済率は良好であったと A F D からは聞いてございます。具体的な内容につきましては A F D の協力概要資料の共有を待っているところです。協力事務調査を通じて必要な調査を行った上で、適切な融資条件を検討して、借入人や生産者リスクを低減できるように設定したいと考えております。金利に関しましては審査を踏まえて確定いたしますが、A F D の案件の金利は約5%であったことを念頭に、過剰な負担とならないような譲許的な金利を設定したいと考えております。

西田委員の2つ目の御質問に関しましては、一部重なる場所もございますが、協力準備調査において、適切に生産者のリスクを低減できるように必要な調査を行ってまいりたいと考えてございます。また、生産者側の財務管理能力に係る能力強化も、この案件において実施させていただきたいと考えてございます。

西田委員の3つ目の御質問でございますが、対インドの類似案件につきましては適正会議内での議論を踏まえ、乳業工場・組合の乳量・収入に焦点を当てた指標を設定したと聞いております。本事業に関しましても協力準備調査の結果を踏まえて指標を設定するものでございますが、現在の案といたしましては、本事業融資対象農家の農業所得額の向上という最終受益者の視点に立った指標を設定させていただいているところでございます。

西田委員の4つ目の御質問でございますが、スリーステップローンの場合、先ほども一部お答えいたしましたけれども、顧客の接点となる金融機関が複数になること、資金需要に幅広く対応できる一方、関係が増える実施機関側での資金管理が煩雑になること、また、相手国の財務省等と合意形成に時間を要する可能性がございます。スリーステップの場合、適切な仲介金融機関を選定する実施機関の審査能力、予算管理能力が重要と考えてございまして、パフォーマンスの悪い仲介金融機関を排除できるよう、実施機関による借款資金の転貸を停止する措置を講ずることが教訓として得られているところでございます。

松本委員の1つ目の御質問に関しまして、A F D による融資プログラムの実施状況を踏まえますと、返済状況には大きな問題はないと考えてございます。そのため、農業関連企業等の旺盛な資金需要に対応する観点では、返済は順調なもの追加的な資金が必要な状況にあると認識してございます。

松本委員の2つ目の御質問に関しまして、A F D の案件に関しましては、同機関に対する聞き取りで返済率は良好であったと確認しております。具体的な内容については A F D の協力概要資料の共有を待っているところでございます。

宮本委員の1つ目の御質問に関しまして、審査基準でございますけれども、融資希

望者の口座の有無、自行・他行への返済の状況、そして、自行・他行との融資に係る法的紛争の有無、そして、提案事業の実現可能性や収益性、当該企業の財務報告書に基づく経営健全性の評価による支払い能力、そして、担保の内容を確認しているということでございます。

継続融資の場合は当然ながら過去の返済状況が重視されるということでございます。新規の場合には融資申請書の内容、財務報告書に基づく経営健全性の評価がなされ、支店行員訪問の結果に基づき、審査がされるということでございます。

不良債権比率でございますけれども、2020年は4.6%と少し高くありますが、2018年は0.4%ということでございます。債権回収は内部規定に基づき担当部署が行っているということで、返済期日から90日の猶予期限をすぎると、法的手続が開始されるということでございます。

宮本委員の2つ目の御質問に関しましては、御理解のとおりでございますけれども、農業関連企業やセネガルにおける農業組合、このような組織を融資対象として想定してございます。

最後に宮本委員の3つ目の御質問に関しましては、金利に関しましては協力準備調査を踏まえて確定するものですが、セネガルの一般的な金利、10%、20%などよりも低く設定できるように想定してございます。

以上でございます。

○ 弓削座長 どうもありがとうございました。

説明者からの説明について、追加の御質問・御意見があれば発言をお願いいたします。

では、西田委員、お願いします。

○ 西田委員 御丁寧な御回答をありがとうございました。

私の懸念してきたことについては明確に御回答いただいたので、それについてどうこうというのではないのですけれども、恐らく私を含め、ツーステップローンの最終受益者に対するリスク等がすごく気になるころだと思っております。私は今回の案件を見たときに過去の案件を振り返って、皆さん同じような懸念を抱えていて、その辺りのもやもやが多分出てきていると思うので、よろしければ、次回以降、もう少しそういったところを意識して案件概要書を書いていただくと、御検討いただいていることはよく分かりましたので、我々もいろいろと掘り下げて同じようなことを聞かないのだろうと思っておりますので、御検討いただければと思います。

○ 弓削座長 宮本委員、どうぞ。

- 宮本委員 まさに同じような視点からですが、農家と書かれているので、この1,500件の融資件数というのが小規模農家の方も含めた件数なのかなと当初は思っていたのですが、御説明を伺って、1,500件の大半の部分は、要は農業をやっているある意味で大規模な企業であり、農業組合のような農家の集団の方々、その結果、貸倒率が現時点で0.4%と、かなり低い結果になっているのだなと了解しましたが、そういう理解でよろしいのでしょうか。

- 弓削座長 ありがとうございます。
それでは、説明者から回答をお願いします。

- 説明者2 ありがとうございます。
西田委員からの御指摘に関しましては、今後しっかりと丁寧に対応させていただき、誤解のないように、御心配いただかないように、記載をさせていただきたいと思っております。
宮本委員からの御質問の点に関しましては御理解のとおりでして、小規模な農家、零細農家を対象に考えているのではなくて、農業企業、そして、農業組合を融資対象先として考えております。先ほどの不良債権比率に関しましては2018年が0.4%、2020年はコロナの影響もあるのかもしれませんが少し上がりまして、約4%強ということですが、相対的には低いと思っております。

- 弓削座長 どうもありがとうございます。
松本委員、どうぞ。

- 松本委員 ツーステップローンのいろいろな蓄積がJICAの中にあると思うのですが、現在、これだけの円安で、しかも円のほうの金利が低いという状況で、ここに書かれているような金利でやった場合に、利子分というのが回転資金として回るのか、それとも、今おっしゃったように組合とか、そうしたいわば法人的なところが借り手ということになると、その内部留保になっていって次に何かするのか、その部分、JICAがどこまでモニターするかということも含めて、どのようになるのかというのを伺えればと思うのですがいかがでしょうか。

- 弓削座長 それでは、回答をお願いいたします。

- 説明者2 ありがとうございます。
その差分に関しましては、農業金融機関が受け取る部分もあるかと思いますが、それによって、最終的な受益者が裨益を受けるものだとして理解しておりますので、そこに

利益を還元できるのではないかという見方でおります。御質問に対する回答になっていないかもしれませんが、通常は10%、20%というような利率のところに関しまして、AFDは5%ということでしたが、我々もそれに類似した利率で提供できるのではないかと考えておりますので、そのような形で還元できていると考えております。

○ 松本委員 ただ、円借款として返ってくる分については、依然低利ですし、円自体もそれほど今強くない状況の中なので、5%という利子にした場合に、AFDが仮にユーロとかでそのお金を出しているのに比べれば、圧倒的に運用益は、今は円借款のほうがいいわけで、そうでない時期をたくさん経験してきたので、円は結構返すのが大変だという議論をいっぱいしてきたので、こういう円を返すのが比較的楽な時期のツーステップローンの利ざやというか、その部分については特に借入機関というか、実施機関とは、あらかじめ相談はしていないという理解でよろしいでしょうか。

○ 説明者2 ツーステップによる利率のところと、セネガル政府が日本政府に返すという観点では必ずしもリンクしていないと考えておりますので、そういう意味では、リンクしていないということだと返済も随分先のことでもございますので、そのように理解しておりまして、全体的枠組みはセネガル政府の方々は理解しています。

○ 松本委員 分かりました。

○ 弓削座長 よろしいでしょうか。

一つ細かい点なのですが、先ほどの西田委員の質問の回答で、AFDの第1フェーズの評価レポートの共有を待っているということだったのですが、これはいつ頃入手できるのでしょうか。

○ 説明者2 AFDの資料は、確認いたしましたけれども、内部資料ということで、AFDの担当者はAFD本部にも確認をしてくれましたけれども、対外秘ということで聞いております。

他方で、必要なのだということを申し上げまして、AFDの担当者が手元で資料作成をしているようなところをございまして、それが皆様のニーズを満たすようなものになるかどうか確認をしているというところをございます。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

類似事業を支援しているのがAFDなので、その経験と教訓を確認するということは重要だと思ったので質問させていただきました。

これを含めて、あとはLBAの審査能力及び与信管理、債権回収に関わる能力の確

認も大事な点、そして、コメントがありました借り手である受益者のリスク軽減を考慮することの重要性。それを踏まえた上で、このことについて今後、案件概要書により丁寧に、ここの部分を説明していただくことが大事だという点。これらの点、それから、委員の皆様から御指摘のあった点を踏まえて調査で確認するということですが、今日の議論を踏まえて、一つ一つの点を協力準備調査でしっかりと確認していただくということだと思えます。これで前に進むということでもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、そのようにお願いいたします。

松本委員、どうぞ。

- 松本委員 更問いです。ここまでの案件についてなのですが、案件概要書、今日配られたものを御覧になると分かるのですが、3ポツの計画概要を案件を超えて見てみると、最初のカンボジアの案件がア、イ、ウで、その次の案件がエから始まってスマで、そして、今のセネガルはセ、ソになっているのです。つまり、これは通しでアイウエオ、サシスセソと来ているわけですし、私も文章を作っていてよくあることですが、正式版にされるときには十分に注意していただければと思います。
- 弓削座長 細かく見ていただいて、本当にどうもありがとうございます。そのようなコメント、事務局のほうで考慮していただくということにいたします。

2 報告事項

(1) 「ODA 評価年次報告書 2023」

- 弓削座長 それでは、報告事項の1つ目、ODA 評価年次報告書 2023 年について、外務省の説明者から御報告をお願いいたします。
- 説明者（ODA 評価室長） ODA 評価室の西野でございます。私からは先頃公表いたしました ODA 評価年次報告書 2023 について御報告させていただきます。
この年次報告書は一般の方に分かりやすく ODA 評価についてお伝えするために、外務省による 1 年間の ODA 評価の取組を簡潔にまとめたもので、10月2日に外務省ホームページに掲載しております。
お手元に印刷したものをお配りしておりますが、目次を御覧いただくと大体の構成が分かるかと思いますが、例年と同様の構成で、主な内容は 2022 年度に実施した ODA 評価の結果、それと、ODA 評価結果のフォローアップです。2022 年度の ODA 評価結果については、今年 4 月の第 68 回適正会議で御報告させていただきました。フォローアップのほうは、この年次報告書で新たに公表するものです。

また、コラムも2つほど、例年大体載せておりますけれども、今年度の年次報告書では、ODA評価の改善のための取組についてのコラムを掲載しております。昨年度実施いたしました過去のODA評価案件のレビューの提言も踏まえて、新しい大綱の下でのODA評価についての検討に着手していること、新大綱に即した評価を強化していくこととしております。

もう一つのコラムでは、キューバに供与した2件の無償資金協力の現地調査の様子を紹介しております。昨年度、新型コロナの影響でしばらく中止しておりました現地を訪問する調査を3年ぶりに復活させまして、評価チームが現場を訪問して、供与した機材の稼働状況を調査しております。廃棄物の収集、あるいは評価チームが現地滞在中におり悪くというのでしょうか、キューバを通過したハリケーンがありますが、そのハリケーンで発生した倒木の撤去などに供与機材がまさしくフル活用されているところを直接確認することができております。

内容は読んでいただければと思いますので、以上がODA評価年次報告書2023の公表についての御報告になります。

- 弓削座長 どうもありがとうございました。
説明者からの説明について、御意見・御質問があれば発言をお願いいたします。
松本委員、どうぞ。

- 松本委員 いつもありがとうございます。ちゃんと読んでから本当は質問したかったところではあるのですが、そういう意味では申し訳ありません。気になるのが、通しで見てくると、このODA評価の主任は比較的同じ人がやられていると思うのです。それほど人材が枯渇しているのであればやむを得ないかなとも思うのですが、国際開発学会で理事をしている立場からいくと、どうしてこんなに同じ人ばかりが評価主任になるのかなと思ってしまうところがあって、この評価主任の選び方というのは一体どのようにされているのか、教えていただければと思います。

- 弓削座長 続けて、宮本委員、どうぞ。

- 宮本委員 私も目次しか読んでない程度で申し訳ないのですが、評価の項目の中で、環境面での評価があってもいいのではないかなと個人的に思っています。適正会議の中では環境社会配慮カテゴリーということで必ず記載されていますし、あとは懸念事項がある場合は協力準備調査でやりますという立てつけになっていると了解していますが、どの程度の環境の負荷が最終的には出てきたのかだとか、住民の方々への説明なり、住民の方々の不安なりをどのように解消していったのか、もう少し日本のODAは質の面でもすごいというところを情報発信、工夫されてもいいのではないかなと

思った次第です。

以上です。

- 弓削座長 ありがとうございます。

続けて、西田委員、どうぞ。

- 西田委員 御説明ありがとうございます。私もこれから拝読するところではありますが2点あります。

これは恐らく英語でも発信される媒体だと思うので、海外の方々も日本のODAのプロジェクトをどのようにやっているのかというのが理解できるというのは非常にいいと思います。海外からの関心へのフィードバックというか、DACのピアレビューみたいな、あれはどちらかというとポリシーから見ていると思うのですが、そういうところへのインプットとかにも対応して使われているような感じで、対外的な仕様として、どのように活用をされているのだろうか、英訳してホームページに置いておくということ以外に、せつかくこういったしっかりとしたレポートをやっていて、日本のプロジェクトを理解してもらいたいツールだなと思ったので、その点を一つ教えていただきたいです。

大きく開発の視点からの評価と外交の視点から評価をされていて、多分、外交の視点からの評価はすごく難しいのだろうと思うのです。効果がないということはありませんが、ここでいろいろと指摘をされているような波及効果というものの訴求効果というものはプロジェクトごとにも違って、プロジェクト単独では計りきれないもののがかなり多いと常日頃から思うところがあります。

だから、やるなという話ではなくて、外交的な意義をどのように生み出していくかについては、今後もこの会議等々を通じて、また検討が行われるといいなと思った次第です。言えることは書き出せるけれども、本当に外交的にそこまで意義があったか、なかなか難しいものもあるなと思います。ただ、重要な視点だなと思うので、今後も発展していけるといいなと思っています。

- 弓削座長 ありがとうございます。

それでは、説明者から御回答をお願いします。

- 説明者1 皆様、ありがとうございます。では、順を追ってできる限りの御回答をさせていただきます。

最初に松本委員から御質問のあった評価主任をどのように選んでいるのか。私どもの第三者評価は全て公示をしております、評価主任という方は評価チームの一員として応札する方が選んでいらっしゃいます。ですので、そこは私どもが御指名してい

るわけではなく、評価チームとして、評価主任を含めて公示に手を挙げてくださるという形になっております。

次に、宮本委員のほうからは環境面についての評価を、もう少しODA評価でもできないかという御指摘と理解いたしました。なかなか難しいのは外務省の政策レベルのODA評価は、個別プロジェクトの評価をするものでは必ずしもない。当然、評価対象の中で個別プロジェクトも見るのですけれども、一つ一つのプロジェクトを細かく見ていくということはなかなか難しいので、ちょっと工夫が必要だなと思います。

ただ、今回のODA評価の改善に向けてというコラムのところにも少し書かせていただいているのですが、今回、環境面での持続可能性というものも検証項目の例示、こういうことを検証したらいいのではないかという例示を評価者が使用するODA評価ハンドブックというものを書いておるのですが、そこにできるだけ、こちらとして期待することを例示したほうが、評価者さんが評価しやすいかなということで、あるいはこちらの期待するような視点を持っていただけるのかなということで、環境面についても検証項目の例示に追加することを今考えております。

西田委員からは英語での発信、英語版がどう活用されているのかという御趣旨だったかと思います。正直に申し上げますと、なかなか十分ではないかもしれませんが、私どもはDACの評価のグループがあるのですが、そこにも参加しておりますので、そこではメンバー国が実施している評価のリストのようなものを作っておりますので、そこに、この年次報告書もそうですけれども、個別の評価報告書も載せていただいているので、そこではほかの評価に関わる方々には情報共有ができていくのかなと思っております。

最後の外交の視点からの評価、おっしゃるとおり、非常に難しい面がございます。ただ、これも先ほど御紹介したコラムのところでもODA評価の改善に向けた取組の中で大綱の視点、大綱に含まれている例えば重点政策ですとか、重視している視点の切り口からの評価というものを重視しようと思っていて、恐らくはそういうところが外交の視点からの評価にもつながっていくのかなと考えておりますので、これから引き続き努力してまいりたいと思います。御指摘ありがとうございました。

○ 弓削座長 どうもありがとうございます。

ほかにコメント・質問はありますか。

いろいろと御説明をありがとうございました。また、重要な点を御指摘いただきありがとうございました。

それでは、この議題はこれで終了させていただきます。

(2) フィリピン（有償）「フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化計画（フェーズ3）」

- 弓削座長 次は報告事項の2点目、「フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化計画（フェーズ3）」について、外務省の説明者から御報告をお願いいたします。

- 説明者1（国際協力局国別開発協力第一課長） 本案件、「フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化計画（フェーズ3）」につきましては、協力対象主体の性質に鑑みまして、開発協力大綱の軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避の原則との関係について検討を行いまして、その結果、同原則には抵触しないと判断をいたしました。そのため、この案件形成を進めることといたしますので、その旨、御報告させていただきます。この案件の案件概要書は、お手元にお配りしているとおりでございます。
以上です。

- 弓削座長 よろしいですか。
説明者からの説明について、御意見・御質問があれば発言をお願いいたします。
西田委員、どうぞ。

- 西田委員 これは多分私だけではなくて、初めにこれが回ってきて、これは大事だなと思って皆さん選ばれたけれども、それが今お話しいただいたような理由で審議する案件ではないとなったことに若干の違和感を覚えている人は少なくないと思うのです。
それはなぜかという、単にこれが規定上、審議するのに当たらないというだけではなくて、今、フィリピンと日本の関係は大きく変化しつつある中で、特に戦略的な関係向上というのが非常に前面に出てきている中でこの案件をどのように理解するのか、非常に重要なのだと思うのです。かつ、このフェーズ3ということは、フェーズ1、フェーズ2という、フェーズ2は二十何年だったと思うのですけれども、あって、それと全く同じだから、これは審議しなくていいのかというと、それだったら、ほかの案件はフェーズ3でも議論を今日もしているところなので、どのようにこれを切り分けるのがいいのかなと思うのです。
特にこの沿岸警備隊への支援というものは、安全保障の観点からも関心の高いものですので、今後もこういうもの、フェーズ4、フェーズ5と続いて行って、それが我々の誰も知らないまま進んでいるというのも、それはそれで国民に対する説明責任という意味でもどうかと思いますので、できれば、こういうものは議論の対象としたほうがいいのではないかと私は思います。

以上です。

- 弓削座長 どうもありがとうございます。
それに対する説明者からのコメントをお願いします。
原田課長、お願いします。

- 説明者2（国際協力局開発協力総括課長） 全体のことなので、私から説明させていただけばと思います。
本件について申し上げますと、先ほど西田委員から御指摘のあった点は十分把握してございます。これまでどおりのルールですと、基本的には原則として適正会議で扱われる案件というのは、協力準備調査が行われるプロジェクト型の無償資金協力及び円借款の個別案件を対象とする。これを協力準備調査の前に審議するというところでございます。
また、それに加えて、大綱の非軍事原則との関係で慎重な検討を行った案件については、新規の案件は審議対象、一方で継続案件は報告事項とするということにしております。こうした考え方が現状でございますが、今、委員から御指摘があった点につきましては十分に受け止めまして、今後の議論に活かしていきたいと考えてございます。ありがとうございます。

- 弓削座長 どうもありがとうございました。
松本委員、どうぞ。

- 松本委員 同じような違和感を抱いて、西田委員とも事前に、自分たちの違和感が妥当なものかどうかを確認し合うプロセスがあったわけです。つまり、今のお答えでほぼ尽きているのかなと思いますが、とはいっても、それで違和感がなくなったわけではなく、恐らくこのように丁寧に事前に原田課長から御説明された方もいらっしゃったでしょうし、こういう場を設けていただいていますし、つまり、対象外ではあるけれども、対象外になぜしたのかという理由も含めて意見交換できる場があり、それに外務省が丁寧に答えいただいているので、恐らく我々もそういうことなのだということになる。これがそれは当たり前だといって、このプロセスが全部消えてしまうと、仮にそれは本来ここに挙げられない案件だったとしても、やはり必要なプロセスかなとは思っています。
そのこと自体には理解を示す一方、その痕跡を表していただいて、私たちに質問を投げかける余地を与えてほしい。それがこの会議体の重要なところだと思いますので、御説明については分かりましたし、実質的にはお答えもいただいているので、そういうことがないということを確認したということをお答えいただいているので、私とし

ては、それでいいかなと感じております。

以上です。

- 弓削座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

特に私のほうから今のいろいろなコメントをまとめたり、繰り返したりする必要はないと思うのですが、いろいろなコメント、違和感についても御意見をいただきましたので、そのようなことを踏まえて今後については考えるということで、どうぞよろしくお願いいたします。

この報告事項はこれでよろしいでしょうか。

それでは、これで今日の会議の議題は終わりましたので、事務局から連絡事項について発言をお願いいたします。

3 事務局からの連絡

- 原田国際協力局開発協力総括課長 私から次回第72回会合の日程について申し上げます。次回会合は申し合わせのとおり、12月19日の火曜日に開催予定でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 弓削座長 ありがとうございます。

以上をもって、第71回「開発協力適正会議」を終了いたします。

皆様、どうもありがとうございました。

1 カンボジア（有償）「プノンペン首都圏送配電網拡張整備事業（フェーズ3）」

<西田委員>

- (1) 同国プノンペン首都圏の送配電網整備について、日本はこれまでフェーズ1・フェーズ2を実施しているにもかかわらず、本計画ではそれらから得られた知見が用地取得についてしか触れられていないのは何故か。例えば、定量的効果を示す運用・効果指標として挙げられる変圧器設備稼働率や送電端電力量、変電所全停回数について、基準値は設定されていなくとも、フェーズ1・2の例がひとつの実際的な参照値となるのではないか。（EDCの？）内部収益率についても同様である。また、ADB、世銀、AFDが類似支援を実施しているにもかかわらず、本計画の構想時点において連携可能性や役割分担のイメージは無いのでしょうか。フェーズ1・フェーズ2では、これら機関とどのような関係を構築してきているのでしょうか。

<松本委員>

- (1) 本日の他の案件とも関係するが、「戦略的パートナー」（フィリピン）「包括的戦略的パートナーシップ」（カンボジア）「特別戦略的グローバル・パートナーシップ」（インド）はどう違うのか。パートナーシップの「格」はどのように序列付けされ、何が一番格上で、外交上はどのような意味があるのか。
- (2) 送電線網の拡張は何キロ程度か。環境社会配慮カテゴリはBになっているが、市部を通ることもあり、Aになる可能性はないのか。

<宮本委員>

- (1) 鉱業エネルギー省が策定した2040年までの電力開発計画「PDP」とはどのようなものか。現在の電力需要、電源構成および送配電網、変電所数等が、2040年にどう変わるのか定量的にご説明をお願いしたい。また、このPDP上の将来予測の中で、本計画がどのように位置づけられるのかについてもご説明いただきたい。
- (2) カンボジアでの電気代の徴収システムについてご説明いただきたい。
- (3) 「第四次四辺形戦略」（2018-2023年）、「国家戦略開発計画」（2019-2023年）の中で、電力セクターは優先課題分野と位置付けられているとのことだが、概要はどのようなものか、PDPとの関連性についてもご説明いただきたい。また、同戦略・計画ともに2023年が最終年となるが、現時点での進捗状況をご説明いただきたい。

<弓削座長>

- (1) 期待される開発効果については、定量的効果を示す運用・効果指標は協力準備調査で確認するとのことで、「定性的効果としては、国内電力供給安定化、投資促進・産業活

性が期待される」とありますが、現時点でわかることについて、もう少し具体的に教えて下さい。

- (2) ADB、世界銀行、フランス開発庁がプノンペン首都圏を含むエリアで送配電網の整備を支援中とのことですが、それぞれの支援事業から得られる教訓について教えて下さい（セクション4に書かれている用地取得の遅れ以外の教訓）。

<竹原委員>

- (1) 国内電力需要の多くを占めるプノンペン首都圏における安定的なエネルギー供給を確保するうえで、本案件は重要であると思います。現状では、既存発電所からの電力供給増や新規発電所との接続はできず、それにつけても送配電網の増強が必要であることは理解いたします。
- (2) 電力開発計画（PDP）では、発電所の建設計画において、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入拡大計画が示されているとあります。ただ、太陽光発電は、24時間の発電量の変動や季節や天候による影響などもあり、必ずしも安定電源とはいえません。こうした不確定要素への対応について、PDPや本案件では、確りと議論されているのでしょうか。また、太陽光発電以外の発電方式は検討されているのでしょうか。
- (3) 加えて、再生可能エネルギーとしての水力や、温室効果ガス削減に向けた対策を講じたうえで、火力など既存の発電方式を活用する方が、電力の安定供給という目的の達成に繋がるのではと思いますが、いかがでしょうか。
- (4) 用地取得について、他国の各種案件においても、案件推進のボトルネックとなっている事例があると聞きます。一般に、カンボジアにおける用地取得の難易度をどう評価されますでしょうか。
- (5) 職員の技能強化について、既存の技協案件の成果を本案件に活用するよう留意することですが、具体的な計画があればお聞かせください。

<田辺委員>

- (1) PDP2040において「再生可能エネルギーの導入拡大に向け必要となる送配電網の増強計画として、2030年までに約1,960kmの送電線建設、約10,300MVAの変電所新增設の整備・投資計画が示されている」とのことだが、本事業はこの増強計画の数値とどのような関係性にあるか。

<道傳委員>

- (1) 「太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入拡大計画が示されている」との記述がありますが、太陽光発電のほかにもどのような再生可能エネルギーが想定されているのでしょうか。示されているという「再生エネルギーの導入拡大計画」の規模、タイムフ

レームをご教示ください。

- (2) 案件の説明からは、本事業を通じた電力供給は、両国のさらなる関係強化に資する外交的意義が大きいことと、電力の安定供給は日本企業の活動を下支えするものであるという記述があります。カンボジアの人たちの生活にとって、どのような意義があるのか、もご説明頂きたくうかがいます。
- (3) 内戦後のカンボジアは、和平、復興、開発の段階で困難な道のりを歩んできたことは言うまでもないが、民主化に向けた課題も指摘される中で開発協力を行うにあたり、日本はどのようなスタンスで同国に接することが大事とお考えでしょうか。
- (4) 案件名には Phnom Penh City Transmission and Distribution System Expansion Project とありますが、Phnom Penh City Power Transmission and Distribution System Expansion Project ではないでしょうか。

2 インド（有償）「ムンバイメトロ 11 号線建設事業」

<松本委員>

- (1) 3号線の延伸について、「Navy Nagar 駅が海軍関係者の居住地であることも含め留意が必要であり」と記載してあるが、現時点で外務省としてはどのような留意点があると考えているのか。
- (2) 本事業で整備するメトロを含む公共交通整備と一体となった都市整備が検討されているとあるが、SEA（戦略的環境アセスメント）は実施されているのか。

<宮本委員>

- (1) 本計画により建設されるメトロ 11 号線の運賃レベルはどの程度を想定しているのか。約 35 万人／日の利用者を見込んでいるが、運賃が利用者にとって affordable なレベルなのか、同 3 号線（既に運転開始しているものと了解）の採算状況も含めてご説明いただきたい。
- (2) 本計画は、運賃収入、商業・不動産開発事業通じての鉄道外収入も見込み、運営・維持管理費用の不足分は中央政府および州政府からの補助金にて補填される予定とのことだが、本事業収入における運賃収入、鉄道外収入、補助金の比率はどの程度と見込まれているのか。補助金の持続性の観点から質問したい。
- (3) 本計画において、私有地の取得が必要な場所は含まれているのか。用地取得に時間がかかり、事業遅延の懸念はないのか、ご説明いただきたい。

<弓削座長>

- (1) 期待される開発効果について、もう少し具体的に教えて下さい。
- (2) 運営・維持管理のための財政面については、運賃収入に加えて商業・不動産開発事業を通じて得られる鉄道外収入を活用し、不足分は中央政府およびマハーラーシュトラ

州政府からの補助金にて補填される予定とのことですが、

- ① これら収入源の割合はどのように想定されているのでしょうか。
 - ② 鉄道運営事業体と商業・不動産開発事業を担う民間企業などの間の共同事業構想は現状、どうなっていますか。少なくとも当面、鉄道外収入だけでは十分ではなく政府からの補助金受給を前提としているのでしょうか。
 - ③ 中央政府と州政府から、この事業への補助金が支給されるということは、どれほど確実なのでしょうか。
- (3) 本案件の 11 号線は、4 号線の南端から南に伸びる予定ですが、この延伸は 4 号線の計画・実施の時点から予定されていたことでしょうか。
- (4) ①3 号線計画・実施の際に、現時点の南端から先に延ばされなかった理由を教えてください。②現時点で、インド政府から 3 号線の延伸計画の協力打診がされている理由は何でしょうか。

<竹原委員>

- (1) 本案件の工事実施に当たり、用地取得は既に完了しているのか、あるいは、順調に進展しているのでしょうか。
- (2) ムンバイメトロ 3 号線の延伸計画との関連で、N a v y N a g a r 駅は海軍関係者の居住地であることも含め留意が必要とありますが、具体的にどのような懸念が存在している、あるいは予想されるのでしょうか。

<田辺委員>

- (1) 11 号線が通る Wadala 駅と CST ムンバイ駅間は、すでに既存の鉄道が運行されているが、既存鉄道の増発や路線改良で対応できないのか。

<道傳委員>

- (1) インドについては、経済成長のポテンシャルが大きい一方で、世界銀行など国際機関からは ease of doing business の課題が指摘されている。本事業に参画する企業もまた同様の課題に直面するのではないか。
- (2) 駅周辺および駅内部の店舗、不動産リース業などの商業・不動産開発事業も活用される計画となっているとありますが、いわゆる「エキナカ」や駅周辺の商業活動が成立するためには、立地、周辺地域の利用者の購買力などの観点から容易ではないと理解している。財務面で運賃収入に加えて収益を上げる採算性はあるのでしょうか。

<西田委員>

- (1) 2016 年策定の「対インド国別開発協力方針」について、内外の情勢変化によりアップデートが必要と考えます。現状見直し作業はどのように進められているのでしょうか。

また、その際には「国別」だけではなく、北東州とバングラデシュなど近隣国との連結性を通じた地域開発への関与方針も併せて検討するべきではないでしょうか。

- (2) 本計画で指摘される日本企業支援の観点について、今年9月9日の日印首脳会談では岸田首相からモディ首相に対し、改めて「インドにおける投資環境改善につき協力を要請」が出されていきます (https://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sw/in/page1_001821.html)。州政府高官による支援要請に応えるという政治的意義は理解しますが、現地日本企業が抱える具体的課題、本計画を含む日本の開発協力がどのように投資環境改善に寄与するのかについて、過去の例も含めお知らせください。

3 スリランカ（無償）「経済社会開発計画（漁民保護）」

<宮本委員>

- (1) 沿岸警備庁（SLCG）は文民組織であり、本計画の機材が軍事用途に用いられることはないとのことだが、交換公文等での確認は不要か。
- (2) スリランカ全体の漁業人口ならびに本計画の対象となる漁民の数についてご説明いただきたい。
- (3) 本計画の開発効果として海難事故数減少は定量目標として掲げるのか。現状の本計画対象地域での海難事故の年間の実数はどうなっているのか、燃料不足、装備不足、それ以外の原因別ごとで分かる範囲でご説明いただきたい。

<弓削座長>

- (1) DFAR が全機材を維持管理するが、救急艇及び救護ボートの使用に関しては SLCG が行うとのことですが、後者が使用する際の DFAR との連絡や手続きについて教えてください。
- (2) 機材供与を日本企業製品に限定する理由はこういったことでしょうか。
- (3) セクション（3）アに書かれている、本計画は「非軍事目的ではなく民生目的のものである」の意味を説明して下さい。

<竹原委員>

- (1) 救急艇の主要緒元についてお教えてください。
- (2) 沿岸警備庁等がすでに保有している機材では不十分であるため、本案件の実施を検討しているものと理解いたしますが、現状の機材と運用状況、人員配置等についてお聞かせください。

<田辺委員>

- (1) 近年の海上事故数の変化と事故数増加理由について教えてください。

- (2) 「インドのトロール船のスリランカ漁場への侵入による養殖設備破損や魚貝類の生息数減少等の被害」や「ナマコ養殖を行う中国企業の進出が急速に進んでおり、地元漁民とインドの警戒を高めている」点が課題として挙げられているが、これらの緊張緩和についてはどのようなアプローチでの支援を検討しているか。

<道傳委員>

- (1) 本計画の位置づけとして、北部州でのインドのトロール船の侵入、一方での中国の関心増大と進出があげられているが、漁民保護活動が地域の緊張を高めるリスクはないのでしょうか。
- (2) その他、特記事項にある「本計画は・・・海難事故対処能力の向上を図るものであり、非軍事目的ではなく民生目的のものである」は、軍事目的ではなく、の誤植でしょうか。
- (3) 供与される機材、物資はどのくらいの規模でしょうか。

<西田委員>

- (1) 計画全般の必要性について理解するものの、供与予定機材の必要数が分かるような記述になっていないため判断がつかない。本計画の対象とする北部州・東部州において、対象となる漁民保護用の機材を使用する当局（DFAR：ライトブイ・HF トランシーバー、SLCG：救急艇・救護ボート）は何拠点あるのか、またそれら拠点の機材整備状況、それぞれの拠点に対する想定供与機材数（および全体の供与規模）をお知らせください。
- (2) 北部州での中国企業の進出による影響について、地元漁民が外国（中国）からの投資に警戒する理由をお知らせください。また、「印中のプレゼンス競争が緊張感を増しつつ」あるなかで、本計画等の開発協力を通じて日本がどのようなプレゼンスを示したいのか、ご教示ください。
- (3) 本計画と併せてスリランカ政府より日本に依頼のあった「海洋監視調査」について、どのような対応がとられているのかお知らせください。
- (4) DFAR と SLCG の協業について、保護対象となる漁民の海難事故等においてどのように連携し対応するのか、役割分担をお知らせください。見込まれる開発効果としてDFAR/SLCGの「海難事故への対処能力と漁民等の保護・救命率の向上」が挙げられていますが、前者についてはその評価を誰がどのように行うのか、後者については現状の保護・救命率と供与後のターゲットをお知らせください。また、スリランカ政府の予算手当減について、DFAR/SLCG 職員の給与未払いなどによって供与予定機材の稼働率にも影響し得るのか等、見通しをお知らせください。

<松本委員>

- (1) 本計画の背景には「漁民の生計向上のための漁業・水産業振興」と「漁民の保護・救

命のための海難事故対処能力の向上」があるが、火災などの事故が起きてしまえば、仮に救助できたとしても生計は一層苦しくなると思われる。その意味では、漁業・水産業を振興して、漁民自身が海難事故への対処能力を高める方が、背景となる問題に直接寄与できるのではないか。この点についてご見解を伺いたい。

- (2) インドや中国との関係が本計画の背景に挙げられているが、具体的にインドや中国との関係がこの事業とどう関係するのかご教示頂きたい。

4 セネガル（有償）「農業・農村開発ツーステップローン計画」

<弓削座長>

- (1) 本案件はセネガル全土を対象とするとのことですが、融資の運営、進捗状況のモニタリング、資金の適正利用の管理などを広大な対象地で効果的・効率的に実施するための、体制や工夫などを教えて下さい。
- (2) ツーステップローンとスリーステップローンの可能性が検討されるとのことだが、セネガルで実施するにあたり、
 - ① それぞれのプラス面とマイナス面を教えて下さい。
 - ② この2つを比較した場合、どちらがより適切であるかということと、その理由を教えて下さい。

<竹原委員>

- (1) 資金供給の対象となる生産者とは、主にコメ農家でしょうか。それ以外の農畜産従事者への資金供給は、計画されているのでしょうか。
- (2) セネガル政府は、日本以外の国や国際機関から、同様の資金調達を実施しているのでしょうか。もし実施している、あるいは実施する計画があるとするれば、金利等の条件をはじめ、本案件とそれらとの関係をどう整理されているか、お聞かせください。

<田辺委員>

- (1) 気候変動が激甚化し、農業において天候不順による不作や水災害のリスクが高まっているが、本事業では融資先農家に対してどのような気候リスクヘッジ策を提供する予定か。

<道傳委員>

- (1) 旺盛な資金需要があることは理解いたしましたが、借り手にとって返済が過剰が負担とならないことを考慮しどのような融資条件が設けられているのでしょうか。ツーステップローンでは過去の適正評価会議でアフリカのタンザニアの事例が取り上げられましたが、類似案件として参考になる点はあるのでしょうか。

- (2) 金融知識等の啓発、研修、助言などの能力開発の徹底はどのような効果発言に重要なのか、スリランカの事例がどのように教訓となっているのか、ご教示ください。

<西田委員>

- (1) セネガル全土を対象とした大規模な計画であるにもかかわらず、先行して類似事業を実施している AFD の経験・教訓も確認されておらず、LBA の審査能力やスリーステップローンを実施する場合の管理体制も検討されていない。本次計画を通じて末端の受益者（生産者）に提示される金利のターゲット水準も明らかではない。全般に詳細が詰められていない印象が強く、事業そのものだけでなく貸入人であるセネガル政府およびセネガル生産者の追うリスクも大きいと思料します。ついては計画の適正性を判断し難く、案件として進める前に先にこれらの情報を整理し本会議にて改めて検討することを提案します。
- (2) ツーステップローンの難しさについては、過去の案件審議の際にも指摘されています。例えば、第 39 回（平成 30 年 4 月 24 日）の審議の際には、対インドの類似案件について、高橋委員（当時）から最終的な受益者の利益をどう確保し評価するかという点が挙げられています。特に、今回のように貸し手側の意図がある場合、末端需要者である農民・農業関連企業が追うリスクは大きいものと推察しますが、この点いかがお考えでしょうか。また、狙うべき開発効果も記載されているような追加融資件数ではなく、生産者側での「融資返済計画と事業成果」の評価に基づくべきと考えます。当時の議事録からは、JICA にてツーステップローン実施の際の最終受益者側の評価指標を検討している旨の回答がありますが、その結果についてお知らせください。加えて、スリーステップローン導入の際に考慮すべき点、過去の案件からの教訓をご教示ください。

<松本委員>

- (1) LBA の融資実行額のデータが案件概要書に書かれているが、返済状況はどうなっているかご教示頂きたい。返済は順調で資金難なのか、返済の問題を抱えているから資金難なのか、このあたりをご説明頂きたい。
- (2) 「同様の融資事業を実施しているフランス開発庁（AFD）の経験・教訓を活用」とあるが、具体的にどのような教訓が導かれているのかご教示頂きたい。

<宮本委員>

- (1) 農業銀行（LBA）は、過去 5 年間で、農家等への短期・中長期の融資実績を急激に積み上げているが、現時点での与信審査基準・管理、返済状況、貸倒率、債権回収の概要についてご説明いただきたい。

- (2) 期待される開発効果として1,500件の融資件数増加とある。この1,500件はどのような与信先を想定しているのか。農家（個人）の場合、農地規模の点から購入した設備機器のアイドル・タイムの長期化が懸念されるが、農業関連企業、農業組合のような組織体への融資が大宗を占めるよう検討していくのか融資の基本方針をご説明いただきたい。
- (3) LBAの優遇条件の中長期金利は7.5%とあるが、不確実な気象条件や農家のリスク対応能力の低さを指摘している中で、今回の機材購入・使用による生産性向上で農家の融資金支払いが担保される金利レベルなのかご説明いただきたい。

（了）